

三好市告示第44号

三好市老朽危険空き家除却促進事業補助金交付要綱を次のように定める。

平成26年5月8日

三好市長 黒川 征一

三好市老朽危険空き家除却促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、老朽化により倒壊する恐れのある空き家（以下「老朽危険空き家」という。）を対象として、老朽危険空き家の除却事業に対し補助金を交付することにより、老朽危険空き家の除却を促進し、地域の安全安心と住環境の改善を図るため、予算の範囲内において三好市老朽危険空き家除却促進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、三好市補助金交付規則（平成18年三好市規則第45号。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 老朽危険空き家 三好市老朽危険空き家除却促進事業を実施しようとする家屋で、次の要件全てを満たすものをいう。

ア 住宅地区改良法（昭和35年法律第84号）第2条第4項に規定する不良住宅で、住宅地区改良法施行規則第1条第1号に掲げる別表1において、構造一般の程度及び構造の腐朽又は破損の程度の評点の合計が100点以上であるもの
イ 空き家であること。

ウ 家屋の主たる構造が木造であること。

(2) 空き家 空き家とは、人の居住の用に供するものであるか否かを問わず、建築物（損壊等により現に居住の用に供することが困難であるものを含む。）又は工作物（門、柵、塀等）であつて、居住その他の使用がなされていないことが常態であるものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

ア 現に使用されていない建築物でも、同一敷地内で居住の実態がある場合

イ 国又は地方公共団体が所有し、又は管理するもの

ウ 住宅を賃貸する事業を行うものが賃貸するために所有し、又は管理するもの

(3) 登録協力事業者 三好市老朽危険空き家除却促進事業協力事業者名簿に登録された者をいう。

(4) 道路 道路とは、公道であるか否かを問わず、生活道としての機能を有し現に利用されているものをいう。

(補助金の交付の条件)

第3条 補助金の交付の条件は、次の各号のすべてに該当するものとする。

(1) 三好市老朽危険空き家審査委員会（以下「委員会」という。）において、老朽危険空き家と認定された空き家であるこ

と。

- (2) 新築、改築等建て替へに伴う除却でないこと。
- (3) 委任状（様式第2号）により、登録協力事業者に除却工事の実施及び市補助金請求事務の一切を委任したものであること。
- (4) 家屋が倒壊すれば、道路を閉塞し通行や災害時の避難に支障を及ぼす恐れのあるもの、又は住環境の悪化等近隣住宅に悪影響を与える要因となっているもの
- (5) 公共事業実施に伴う移転除却でないこと。
- (6) 補助対象経費が10万円を超えるものであること。
- (7) 同一敷地内において、既にこの告示に基づく補助金の交付を受けていないもの
- (8) 老朽危険空き家に所有権以外の物権（賃借権を含む。）の設定がないこと。ただし、当該権利者が当該建築物又は工作物の除却を承認した場合はその限りでない。

2 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助事業者」という。）は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 老朽危険空き家の所有者。ただし、当該建築物又は工作物に所有権の登記が無い場合は、権利者であることを宣誓できる者
- (2) 老朽危険空き家に共有者がある場合又は相続登記が完了していない家屋においては共有者又は相続権利者を代表する者であることを宣誓できる者

3 補助金交付の対象となる補助事業者は、次の各号のすべてに該当するものとする。

- (1) 市税その他市に対する債務の履行を遅滞していない者
- (2) 事業の実施から実績報告まで遅滞なく履行できる者
(補助率、補助金の限度額及び補助対象経費)

第4条 補助率及び補助限度額については次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 補助率は2分の1以内とする。
- (2) 補助金の限度額は1件当たり80万円とする。
- (3) 補助金額は補助対象経費に補助率を乗じて求めるものとする。
- (4) 補助金の額は千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

2 補助対象経費については次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 家財道具の処分費用は補助対象としない。
- (2) 補助対象経費は市長が適正と認められる工法・単価による老朽危険空き家の除却工事費とする。
(補助金の交付の申請)

第5条 補助事業者は、補助事業に着手する前に補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。なお、市長は次の各号に定める書類のうち必要がないと認めるものについては、その添付を省略させることができ

る。

- (1) 除却しようとする老朽危険空き家の所有者であることを証する書面
- (2) 除却工事に要する事業費の内訳説明書
- (3) 位置図
- (4) 現況写真
- (5) 空き家所有者と空き家の存する土地の所有者が異なる場合は、土地所有者の同意書
- (6) その他必要とする書類

2 第3条第2項に該当するときは、前項に規定する書類の他に次のいずれかを添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 宣誓書（様式第3号）
- (2) 誓約書（様式第4号）

（補助事業の採択）

第6条 市長は前条の補助金交付申請書の提出があったときは、委員会に諮り事業採択が適当と認める場合は、事業採択通知書（様式第5号）（以下「採択通知書」という。）を交付するものとする。なお、事業採択が適当でない場合は、不採択通知書（様式第6号）により申請者に対してその旨を通知するものとする。

2 前項の委員会の組織及び運営に必要な事項は別に定める。

（補助事業の着手）

第7条 補助事業の着手は、補助金交付決定後に行わなければならない。

（指令前着手）

第8条 やむを得ない事情により指令前に着手する必要がある場合は、第6条に定める事業採択の適否審査の結果事業採択されない場合、又は補助金交付決定を受けた補助金額が、交付申請額に達しない場合においても異議がないことを了承する場合に限り、指令前着手届（様式第7号）を市長に提出して着手することができる。

（決定の通知）

第9条 市長は、第6条により事業採択を適当と認める場合は、補助金交付決定通知書（様式第8号）を申請者に交付する。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定する場合に、必要があると認めるときは条件を付することができる。

（中止又は変更の申請）

第10条 前条の規定により交付決定を受けた補助事業者は、第5条の規定により提出した申請を中止又は内容に変更が生じる場合は、速やかに中止・変更申請書（様式第9号）（以下「変更申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

（変更決定の通知）

第11条 市長は、前条の申請があったときは、その変更内容について審査し適当と認めるときは申請者に対して、中止・変更決定通知書（様式第10号）を交付するものとする。

（事業完了報告）

第12条 補助金の交付決定を受けた補助事業者は、補助事業が完了したときは、完了の日から起算して30日以内又は補助金の交付のあった年度の3月31日のいずれか早い日までに、事業完了報告書（様式第11号）に次の各号に定める書類を添えて、市長に提出しその検査を受けなければならない。

- (1) 請負契約書の写し
- (2) 請求書及び領収書の写し（除却工事を行った事業者が発行したもの）
- (3) 工事写真（施工前、竣工及び分別解体等の補助対象事業の内容が確認できるもの）
（補助金の額の確定等）

第13条 市長は前条の規定による事業完了報告書を受領したときは、内容の審査及び現地調査により、その完了報告にかかる成果が適当と認められるときは、補助金の額を確定し補助金交付額確定通知書（様式第12号）により申請者に通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第14条 前条の規定による通知を受けた補助事業者は、速やかに補助金請求書（様式第13号）を市長に提出するものとする。
2 市長は、前項の規定により請求書の提出があった場合は、その内容を審査し、適正と認めたものについて速やかに補助金を交付するものとする。

（補助金交付決定の取り消し）

第15条 市長は補助金の交付決定を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金の交付条件に違反したとき。
- (2) 除却工事の施工方法が不適当と認められるとき。
- (3) 補助金交付申請書その他提出書類に虚偽の記載をしたとき。
- (4) 除却工事取り止めの申出があったとき、又は申請のあった期間内に着工しないとき。

（除却後の土地の適正管理）

第16条 市長は老朽危険空き家除却後の土地について、当該土地所有者等に対して当該土地の適正管理を行うよう指導するものとする。

2 老朽危険空き家を除却した土地の所有者は、補助事業完了から3年以内に次の各号の行為を行うことができない。

- (1) 住宅又は倉庫の類の建築
 - (2) 土地の売買又は賃貸借
- （その他）

第17条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。